

手持ち工事件数制限について（お知らせ）

神栖市企画部契約管財課

現在、神栖市が発注する建設工事において、事業者間の受注機会の均衡を図る観点から、同一事業者が同時期に受注することができる工事に、件数制限を設けているところでございます。

このことについて、従来は施工中の工事及び落札者又は落札候補者になった工事としておりましたが、低入札価格調査に該当した工事も手持ち件数に含め、次のとおり取り扱うこととします。

1 手持ち工事件数制限

開札日現在において、神栖市から受注できる競争入札での建設工事は、施工中の工事及び落札者又は落札候補者となった工事並びに低入札価格調査に該当して落札者又は落札候補者の決定を保留となった工事を含め、「3件」までとする。

2 対象工事

競争入札により事業者単体で契約する工事とする。

随意契約による工事及び共同企業体（JV）で契約する工事は対象外とする。

3 手持ち工事の期限

合格と認められた竣工検査の日までとする。

4 適用基準日

平成30年8月29日以降に公告（指名）する競争入札から適用する。

※上記事項を原則といたしますが、個別案件の状況により、変更することもございます。

なお現在、神栖市の入札執行の事務手続きが事後審査方式であるため、開札会場で即座に「資格なしの無効」にすることが出来ません。時系列での落札候補者をより適確に決定するために、手持ち工事が「3件」に達した時点で、以後の入札申込に対する「辞退届け」や「申立書」を自主的に提出して下さるよう、よろしくお願いいたします。

平成30年8月20日

〔お問合わせ先〕

契約管財課契約検査グループ

電話番号0299-90-1130

内線362・363